

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 個人番号（第七条―第十六条）
- 第三章 個人番号カード（第十七条―第十八条）
- 第四章 特定個人情報の提供
- 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条―第二十条）
- 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）
- 第五章 特定個人情報の保護
- 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）
- 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条の二）
- 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）
- 第七章 二 機構処理事務の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の七）
- 第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）
- 第九章 罰則（第四十八条―第五十七条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第

二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代つて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容を含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容を含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他の内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（基本理念）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に關する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
 - 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
 - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が発令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
 - 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じて国民の利用性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利用性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。
 - 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。
 - 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一号及び第二号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。
- (国の責務)
- 4 個人番号は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとより、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。
 - 2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。
- (地方公共団体の責務)
- 5 地方公共団体は、基本理念のつとより、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
- (事業者の努力)
- 6 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念のつとより、国及び地方公共団体(個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。)
- 第二章 個人番号
- (指定及び通知)
- 7 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機械から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。
 - 2 市町村長は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記載されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機械から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。
 - 3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手續に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。
- (個人番号とすべき番号の生成)
- 8 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。
 - 2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。
 - 一 他のいずれの個人番号(前条第二項の従前の個人番号を含む。)とも異なること。
 - 二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
 - 三 前項の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
 - 3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。
- (利用範囲)
- 9 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
 - 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一号第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
 - 3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第七項若しくは第七十条の三の三第十六項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法(昭和四十九年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第一百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする者は、当該事務を行うために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
 - 4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一号第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めると

ころにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(再委託)

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

(委託先の監督)

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務等実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

(提供の求めの制限)

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めはならない。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるときにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人情報利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しく

は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

第二十一条 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報の記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイル又は第二十八条第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第一項において同じ。）を総務大臣から取得することができる。

2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

3 情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

4 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

5 第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第二十一条の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

（特定個人情報の提供）

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならぬ。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（情報提供等の記録）

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

（秘密の管理）

第二十四條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第二十五條 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第二十六條 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による

条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報の保護

（特定個人情報ファイルの保有しようとする者に対する指針）

第二十七條 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十八條 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルの保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第九條第二項	自ら利用し、又は自ら利用してはならない 提供してはならない		第十六條第二項	あらかじめ本人の同意を得 ないで、承継前	承継前
第九條第二項第一号	自ら利用し、又は自ら利用してはならない 提供してはならない		第十六條第三項第一号	あらかじめ本人の同意を得 ないで、承継前	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律 第二十七号）第九條第四項の規定に基づく場合
第十二條第二項	未成人者又は成年 被後見人の法定代 理人	未成人者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任に よる代理人（以下「代理人」と総称する。）	第十六條第三項第二号	本人	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律 第二十七号）第九條第四項の規定に基づく場合 本人の同意があり、又は本人
第十三條第二項、 第二十八條第二 項及び第三十七 條第二項	法定代理人	代理人	第三十條第三項	第二十三條第一項又は第二 十四條	（情報提供等の記録についての特例） 第三十一條 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三條第一項及び第二項に規定する記 録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八條第二項から第四項ま で、第九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節 の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる 字句とする。
第十四條第一号、 第二十七條第二 項及び第三十六 條第二項	未成人者又は成年 被後見人の法定代 理人	未成人者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任に よる代理人（以下「代理人」と総称する。）	行政機関個人情報 保護法の規定	法令に基づく場合を 利用目的 除き、利用目的	読み替えられる読み替えられる字句 読み替える字句
第二十六條第二 項	定め る	定め。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難そ の他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第 一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法 第二十六條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又 は免除することができる	第八條第一項	法令に基づく場合を 利用目的 除き、利用目的	読み替える字句 読み替える字句
第三十六條第一 項第一号	又は第九條第一 項行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に及 び第二項の規 定に関する法律 第三十條第二 項の規定によ り読み替えて 適用する第 九條第一項 及び第二項 （第一号に係 る部分に限 る。）の規 定に違反し て利用され るとき	又は第九條第一項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 及び第二項の規定に関する法律第三十條第二項の規定により読み替えて適用する第 九條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に 違反して利用されるとき、同法第二十條の規定に違反して 収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條 の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二 十九條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録さ れているとき	第十條第一項及 び第三項	自ら利用し、又は提 供してはならない	個人情報保護委員会
第三十六條第一 項第二号	又は第九條第一 項行政手続にお ける特定の個人 を識別するた めの番号の利 用等に及 び第二項の規 定に関する法律 第十九條	又は第九條第一項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 及び第二項の規定に関する法律第十九條	第十三條第二項 及び第二十八 條第二項	未成年者又は成年被 後見人の法定代理人 による代理人（以下「代理人」と総称する。）	代理人
第三十六條第一 項第三号	又は第九條第一 項行政手続にお ける特定の個人 を識別するた めの番号の利 用等に及 び第二項の規 定に関する法律 第十九條	又は第九條第一項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 及び第二項の規定に関する法律第十九條	第十四條第一号 及び第二十七 條第二項	未成年者又は成年被 後見人の法定代理人	代理人
第三十六條第一 項第四号	又は第九條第一 項行政手続にお ける特定の個人 を識別するた めの番号の利 用等に及 び第二項の規 定に関する法律 第十九條	又は第九條第一項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 及び第二項の規定に関する法律第十九條	第二十六條第二 項	配慮しなければなら ない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長 は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政 令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除す ることができる
第三十六條第一 項第五号	又は第九條第一 項行政手続にお ける特定の個人 を識別するた めの番号の利 用等に及 び第二項の規 定に関する法律 第十九條	又は第九條第一項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 及び第二項の規定に関する法律第十九條	第三十五條	当該保有個人情報の 提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第十九條第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又 は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正 に係る同法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を同 法第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する記 録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに 限る。）
読み替えられる個人情報 読み替えられる字句 報保護法の規定	読み替える字句	読み替える字句	2	総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三條第三項（第二十六條において準用する場合 を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八	

条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
行政機関個人情報保護法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七条第二号	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
第二十六条第二項	配慮しなればならぬ	配慮しなればならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条列事務関係情報照会者及び条列事務関係情報提供者
3	独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関する情報は、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二号、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替えられる字句

読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七条第二号	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
第二十六条第二項	配慮しなればならぬ	配慮しなればならない。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）
4	独立行政法人等個人情報保護法第三号、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替えられる字句

<p>第十四条第一号未成年者又は成年被後代理人及び第二十七条見人の法定代理人 第二項</p>	<p>代理人</p>
<p>第二十三条第一項及び開示請求者</p>	<p>開示請求者及び開示請求を受けた者</p>
<p>第二十六条第一項</p>	<p>開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項とにより、手数料を納めなければならぬ。第三十五条において同じ。に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p>
<p>第三十五条</p>	<p>当該保有個人情報の提供先 総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）</p>

第三十二条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等
(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

第三十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他の必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図つた上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第三十八条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置
(機構処理事務管理規程)

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他の必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図つた上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第三十八条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置
(機構処理事務管理規程)

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監督命令)
第三十八條の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十八條の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入らせ、機構処理事務の実施の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 法人番号

(通知等)

第三十九條 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))であつて、所得税法第二百三十條、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百八條、第四百九條若しくは第五百十條又は消費税法(昭和六十三年法律第八十号)第五十七條の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるところは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき(この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。)は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第四十條 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(以下この章において「行政機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二條において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十一條 国税庁長官は、第三十九條第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第七條(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記載されたものに限る。)その他の当該登記簿に記載された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九條第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十二條 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第四十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第四十四條 第七條第一項及び第二項、第八條第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む。)、第十七條第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第四十五條 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例)

第四十五條の二 法務大臣は、戸籍関係情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四百九條の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))をもつて調製されたものに限る。以下この項において「戸籍」又は除かれた戸籍の副本に記録されている者(以下この項において「戸籍等記録者」という。))についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九條第七号又は第八号の規定により提供されるものとして法務省令で定められるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。))を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。)の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三條中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣」と読み替へるものとする。

(主務省令)

第四十六條 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第四十八條 個人番号利用事務等又は第七條第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八條第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四條第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録さ

れた特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第五十三条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第二十四条第二項又は第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第三項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十八條の四の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十九条 第三十八條の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十条 第四十八條から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条、一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで、各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）、第七十九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）、並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができ、

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八條第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四

附則（平成二十五年六月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 三 略
- 四 附則第二十条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三百三十九條、第四百三十三條、第四百六六條及び第五百五十三條の規定 公布の日
- 二 三 略

四 附則第四百七十七條及び第四百八十八條の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第五百五十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五百五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十五年二月四日法律第九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年二月二三日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第八條、第十條、第十三條及び第十七條の規定 公布の日

附則（平成二十五年二月一三日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年三月三一日法律第一〇号）抄
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定、同法第十条第六項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限

る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に、「以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九條の改正規定、同法第四十二條の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（第三十七條の十四第十五項）を「第三十七條の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（第三十七條の十四第十五項）を「第三十七條の十四第二十五項」に、「第三十七條の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七條の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）、及び同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに附則第五十條、第五十二條、第五十三條第六項、第五十六條、第六十一條（第四項を除く。）、第六十三條及び第六十二條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第三項の改正規定（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ハ 第十二條の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第三百三十七條第二項及び第三百六十二條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九條第三項の改正規定（「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第六六十四條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六六十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二条並びに附則第三条、第七條から第十條まで、第十二條及び第十五條から第十八條までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第五〇号）抄

十六項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七條の十四の四とする改正規定、同法第三十七條の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七條の十四の三とする改正規定、同法第三十七條の十四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一條の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定、同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに同法第六十七條の十七第二項の改正規定（及び第九項）を「、第九項及び第十一項」に改める部分に限る。並びに附則第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條、第六十二條、第六十四條第八項、第六十六條、第六十九條第一項、第七十條、第九十七條第三項、第九十五條（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七條の改正規定に限る。）、第二百二十七條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）に限る。）及び第二百二十九條の規定

五 七 略

八 第三條中相続税法第十條第一項第五号の改正規定及び同法第五十九條の改正規定並びに附則第三十四條第四項及び第二百二十七條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九條第三項の改正規定（「第五十九條第一項から第三項まで」を「第五十九條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三百十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三百十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十七年五月七日法律第七十号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年五月二九日法律第三十号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六号の改正規定、同法第一百五十三條第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定、同法附則第五條の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次條第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第六十八條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十七年九月九日法律第六十五号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日
- 二 第一條及び第四條並びに附則第五條、第六條、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第十三條、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 第六條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九條第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五條、第十六條、第十九條及び第二十九條の規定 番号利用法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三條及び第六條（番号利用法第十九條第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九條の三、第二十四條、第二十九條の三及び第三十六條の規定 番号利用法附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七條並びに附則第十四條、第十七條及び第二十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四條の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四條の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してされてきている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一條の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四條第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五條第一項の

規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局長の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局長の相当の職員となるものとする。

8 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局長の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

9 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

11 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

13 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

14 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

15 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ）に関する政策的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

16 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する

規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附則（平成二八年三月三十一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條の三第二項、第三十九條、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八條、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附則（平成二八年三月三十一日法律第一五五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略
三 次に掲げる規定 平成二九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七條第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定（「第二百五十一条の二第二項」を「第二百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の）」に改める部分を除く。）、同法第六十六條の改正規定（「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第二百三十二條第一項及び第二百三十三條の改正規定並びに附則第六条、第十四條第二項及び第六十六條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第三項の改正規定（「第五十七條第二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）
第六十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七條、第十条及び第十五條の規定並びに附則第四条第一項及び第六條から第十條まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四條並びに第四十六條の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）
第七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認

等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月二一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条、第七条（農業災害補償法第百四十三条の二第二項にただし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定（公布の日）

（処分、申請等に関する経過措置）
第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の

規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
 2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年五月二四日法律第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第四条 この法律の施行の日が個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第一条のうち地方公共団体情報システム機構法第四章中第二十六条の次に一条を加える改正規定中「第四十一条の三第一項」とあるのは、「第三十八条の三第一項」とする。

2 前項の場合において、第二条のうち次の表の上欄に掲げる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

目次の改正規定	
第四十二条―第四十五条	第三十九条―第四十二条
第四十一条の二―第四十一条の七	第三十八条の二―第三十八条の七
第十四号	第十五号
第十五号	第十六号
第十九条の改正規定	第十四号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第十三号を第十三号とし、第十一号を第十四号とし、第十二号を第十四号とし、第十二号
第二十七条第一項第五号の改正規定	第二十七号の七第一項の規定により求められた特定個人情報提供を総務大臣に提供する
第二十七条第一項第五号	第二十八号第一項第五号
第四十一条の三	第三十八号の三
第二十八条	第二十九号
第十四号	第十五号

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十三条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三〇年七月六日法律第七一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十八号及び第三十八号第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定(平成十年法律第四十六号)の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日

第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

附則 (平成三一年三月二九日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定 公布の日
附則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略
七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イから八まで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」を「。以下この条において同じ。」)は「。」に、「。」の氏名)を「。以下この条において同じ。」の氏名)に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。)及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第九条及び第九十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「、所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。))及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。)の規定

十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の日
イ 略

ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の二第一項の改正規定(「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の三第一項の改正規定(「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第十条の五の四第二項第二号口の改正規定、同法第十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第三十七条の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項から第三項までの改正規定(「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)、同法第四項の改正規定(「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三第三項第四項第二号の改正規定(「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める部分を除く。)、同法第五号及び第六号の改正規定(「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三第一項の改正規定(「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四第一項の改正規定(「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の五第二項第二号口の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第五十二条の二第一項及び第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八号の十五の五第一項の改正規定(「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五の六第二項第二号口の改正規定、同法第六十八号の二十から第六十八号の二十三までの改正規定、同法第六十八号の四十一第一項及び第六十八号の四十二第二項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三号、第五十二号第三項、第六十九号第三項及び第九十三号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九号第三項の改正規定(「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。))に限る。の規定

第一百十五号 (罰則に関する経過措置)
この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第百十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書の第八号から第十号までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の実施」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)による同法附則第二条の認定」とする。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第六十条第二項の改正規定並びに第八号中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第十号の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日
- 二 から四まで 略
- 五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同

法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七条を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第十八条の改正規定(同法第三十七号第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(第五十七条を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。))及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六号までにおいて「番号利用法」という。))別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七号の規定並びに附則第三条、第七号から第九号まで、第六十八号及び第八十号の規定 公布の日

二 略

三 第五条の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百号)の施行の日

四及び五 略

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第十九条の改正規定、同法第三十七号第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八条の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条、第四十四条第一項、第四十五条、第五十一条(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含む。))及び第五十五条(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定(同法第六十七号第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。))並びに同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七号及び第十六条の改正規定、番号利用法第七号の改正規定(同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。))並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七から九まで 略

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八条、第九号 第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十条の次に三條を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十二の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七号及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定(第三十条の三十)の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供

を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七條及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条及び第十三条の改正規定、同法第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十八條の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九條及び第三十一條の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、並びに同条第三項の改正規定並びに第四條中番号利用法第二條第七項及び第十四條第二項の改正規定、番号利用法第十七條の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、並びに番号利用法第十九條第四号及び第四十八條の改正規定並びに附則第四條第三項、第九項及び第十項、第五條、第六十五條、第六十九條並びに第七十條の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(次項において「第六号施行日」という。)において現に第四條の規定による改正前の番号利用法(以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。)、第七條第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧番号利用法第七條第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。)、の交付を受けている者(次項及び第三項において「通知カード所持者」という。))についての旧番号利用法第七條第六項の規定による当該通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードの返納については、なお従前の例による。

2 番号利用法第十二條に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四條第一項の規定により通知カード所持者(第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。))である本人(番号利用法第二條第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。))から番号利用法第二條第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四條の規定による改正後の番号利用法(次項において「新番号利用法」という。))第十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 市町村長は、通知カード所持者(第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七條第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。))に対しその者に係る個人番号カード(新番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。))を交付するときは、新番号利用法第十七條第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第九条第二項において同じ。))の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

第九條 (検討)

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年五月三十一日法律第一七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 目次の改正規定(「特例」を「特例等」に改める部分に限る。)、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定(第二百一十一條の三に係る部分に限る。))並びに附則第十三條の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の項の改正規定を除く。)、第六條(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九の二第一項の改正規定を除く。))及び第十四條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の改正規定を除く。))の規定、前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五 第二十條の次に七條を加える改正規定、第二百二十四條の改正規定(「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。)、第二百二十八條から第三百十條までの改正規定、第三百三十七條を改め、同条を第三百三十九條とする改正規定(第三百三十七條を改める部分に限る。)、第三百三十四條を改め、同条を第三百三十六條とする改正規定(第三百三十四條を改める部分に限る。))及び第三百三十三條を改め、同条を第三百三十五條とする改正規定(第三百三十三條を改める部分に限る。))並びに附則第七條から第十條まで及び第十四條(前号に掲げる部分を除く。))の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和二年三月三十一日法律第五号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定、令和三年四月一日

イ 略

ロ 第十五條中租税特別措置法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「を」という。以下この条において同じ。))を加える部分、同号に「を」を加える部分、同条第十八項中「者」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出(当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七條の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。))の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書をいう。第十六項において同じ。))の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。))をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十二項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方

法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定及び同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定

（罰則に関する経過措置）

第百七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九條第一項の改正規定、同法第三十六條の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八條及び第五十四條の改正規定並びに同法附則第四條、第五條、第十條及び第十一條の二第一項の改正規定並びに附則第十條、第二十六條及び第二十八條から第三十二條までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中中国民年金法第八十七條第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法百條の三の改正規定、同法百條の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三條の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十四條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）次号及び附則第四十二條から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第二十條及び第二十六條の改正規定、附則第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を

改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

（政令への委任）

第九十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和二年六月二二日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條から第十一條までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四條を削り、同法第八十三條を同法第八十四條とし、同法第八十二條の次に一條を加える改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第八十六條の改正規定及び同法第八十七條の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七條の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六條の改正規定、同法第四十六條の次に一條を加える改正規定、同法第四十八條の改正規定及び同法第四十九條の改正規定並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第八條 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十條 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和二年六月二二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三條（見出しを含む。）及び第十四條（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法附則第十一條（見出しを含む。）及び第十二條（見出しを含む。）の改正規定、第六條及び第八條の規定並びに附則第六條の規定、附則第七條の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十條第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八條及び第九條の規定 公布の日

附則（令和三年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第九条関係)

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六 都道府県知事	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六の二 厚生労働大臣	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七 都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市児童福祉法による児童福祉法による保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	長(特別区の区長を含む)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)

十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十七 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十八 社会福祉法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第百十條第一項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」と総称する。)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三 財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国 税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又 は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの 二十四 厚生労働大臣 厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料 又は共済組合等（日本その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの 私立学校振興・共済事 業団 国家公務員共済 組合連合会、地方公務 員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合 会をいう。以下同じ。） 二十五 削除	二十六 文部科学大臣 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号） 又は都道府県教育委員 会 二十七 都道府県教育 委員会又は市町村教育 委員会 二十八 国家公務員共 済組合 二十九 国家公務員共 済組合連合会 三十 市町村長又は国 民健康保険組合 三十一 厚生労働大臣 三十二 国民年金基金 連合会 三十三 国民年金基金 連合会 三十四 市町村長 三十五 住宅地区改良 法（昭和三十五年法律 第八十四号）第二条第 二項に規定する施行者	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号） 又は都道府県教育委員 会 二十七 都道府県教育 委員会又は市町村教育 委員会 二十八 国家公務員共 済組合 二十九 国家公務員共 済組合連合会 三十 市町村長又は国 民健康保険組合 三十一 厚生労働大臣 三十二 国民年金基金 連合会 三十三 国民年金基金 連合会 三十四 市町村長 三十五 住宅地区改良 法（昭和三十五年法律 第八十四号）第二条第 二項に規定する施行者	国民健康保険法による国民健康保険給付費等交付金の交付に関する事務 の 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給、 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による年金である給付若しく は一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員 の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で 定めるもの 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関 する事務であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの 昭和三十四年法律第六十号）による退職金、解約 法人勤労者退職金共済 手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービ ス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	である都道府県知事又 は市町村長 三十六 厚生労働大臣 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）によ る職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しく は納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しく は報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの 三十七 都道府県知事 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二十三号）による罹災証明書の交 付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの 三十八 国税庁長官 国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の 猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定 する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む）、不服審査そ の他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの 三十八の二 社債、株 式等の振替に関する法 律第二条第二項に規定 する振替機関 三十九 地方公務員共 済組合又は全国市町村 職員共済組合連合会 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付 若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共 済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）に よる年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十 厚生労働大臣 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に よる特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十一 市町村長 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の 徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十二 厚生労働大臣 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による援護に関する 事務であつて主務省令で定めるもの 四十三 都道府県知事 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資 金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十四 都道府県知事 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養して いるもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定 めるもの 四十五 都道府県知事 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの 四十六 厚生労働大臣 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号） による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十七 都道府県知事 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別 障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十 四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項 の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十八 厚生労働大臣 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第九号）による 特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 四十九 市町村長 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低
----------	--	---	---	--	---

五十 厚生労働大臣	<p>体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第五十八條第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p> <p>六十二 厚生労働大臣 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十三 都道府県知事 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十四 都道府県知事 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十五 厚生労働大臣 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十六 厚生労働大臣 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十條に規定する給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十八 市町村長 介護保険法（平成九年法律第二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>六十九 都道府県知事 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>七十 都道府県知事 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に（特別区を含む。以下「関係する事務であつて主務省令で定めるもの」という。）の長</p> <p>七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九條第一項に規定する事</p>
五十一 厚生労働大臣 又は都道府県知事	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第五十八條第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p>
五十二 厚生労働大臣	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十二 厚生労働大臣 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十三 厚生労働大臣	<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十三 都道府県知事 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十四 地方公務員災害補償基金	<p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十四 都道府県知事 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十五 石炭鉱業年金基金	<p>石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十五 厚生労働大臣 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十五の二 預金保険機構	<p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十六 厚生労働大臣 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十六 市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第一七條第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二條第一項に規定する）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十條に規定する給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十六の二 農水産業協同組合貯金保険機構	<p>農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十八 市町村長 介護保険法（平成九年法律第二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十七 厚生労働大臣	<p>雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十九 都道府県知事 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
五十八 厚生労働大臣	<p>賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十 都道府県知事 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に（特別区を含む。以下「関係する事務であつて主務省令で定めるもの」という。）の長</p>
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）</p>	<p>七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九條第一項に規定する事</p>
六十 厚生労働大臣	<p>昭和六十年法律第三十四号附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九條第一項に規定する事</p>
六十一 厚生労働大臣	<p>港灣労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港灣労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九條第一項に規定する事</p>

業主等又は企業年金連合会	確定拠出年金法による企業型記録関連運管管理機関への通知、企業型年金加法（平成十三年法律第八十八号）第三項第一号に規定する事項	八十三 厚生労働大臣 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二	確定拠出年金法による企業型記録関連運管管理機関への通知、企業型年金加法（平成十三年法律第八十八号）第三項第一号に規定する事項	八十四 都道府県知事 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三	国民年金基金 確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八十五 厚生労働大臣 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四	厚生労働大臣 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八十六 厚生労働大臣 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律（平成十九年法律第四号）による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五	農林漁業団体職員共済組合 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八十七 厚生労働大臣 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六	市町村長 健康増進法（平成十四年法律第三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八十八 厚生労働大臣 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）による特例納付保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七	独立行政法人 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八十九 削除
七十八	独立行政法人 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	九十 厚生労働大臣 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九	独立行政法人 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十	独立行政法人 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	九十二 厚生労働大臣 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一	独立行政法人 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	九十三 地方公務員等 共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
八十二	厚生労働大臣 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの	

<p>二 全国健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 雇用保険法による給付に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>協会</p>	<p>健康保険法第五十五条又は第二百二十八条又は条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三 健康保険組合 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>協会</p>	<p>健康保険法第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険法第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険法第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
--	---	---------------------------------	---------------------------------------	-----------	--	-------------	---	--	--------------------------------	--	--	---	---------------------------------------	-----------	--	-------------	---	--	---	--	--	-------------	---	--	---	--	--	-------------	---	--	---

<p>八 都道府県知事 は養育里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九 都道府県知事 は児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に定する他の法令の法もの 令による給付の支給を行うこととされている者 特別児童扶養手当等の特給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十 市町村長 は児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十一 市町村長 は児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは特別障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 児童福祉法による障害児通所給付等関係情報、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児通所給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十二 市町村長 は児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に定する他の法令の法もの 令による給付の支給を行うこととされている者 特別児童扶養手当等の特給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十三 市町村長 は児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十四 都道府県知事 は児童福祉法による障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 児童福祉法による障害児入所給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十五 都道府県知事 は児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>二十七 市町村長</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税の賦課徴収に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者令で定めるもの 医療広域連合</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十八 都道府県知事</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税の賦課徴収に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 市町村長</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>二十九 厚生労働大臣又は例による地方税の賦課徴収に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 例による地方税の賦課徴収に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十 社会福祉協議会又は低利で資金を融通する事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>社会福祉法による生計困難者に対する医療保険者又は後期高齢者令で定めるもの 医療広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>等関係情報であつて主務省令で定めるもの 原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による手当等の支給に關する情報 若しくは長崎であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十一 公営住宅法</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十二 厚生労働大臣</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金又は遺族給付金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣年金給付関係情報又は厚生年金保険制度若しくは日本度及び農林漁業団体職員共済組合制度年金機構、其の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等又は共済組合法等を廢止する等の法律による農林漁業団体の年金である給付の支給に關する情報 職員共済組合であつて主務省令で定めるもの 医療保険者又は医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療広域連合</p>	<p>三十三 私立学校教職員共済法</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第十五条において六十条第一項に規定する他の法令によつて準用する国の給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに關する情報であつて主務省令で定めるもの 養育費関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	

<p>三十四 日本私立校教職員共済法による短期に 学 校 振 興 関 連 事 務 等 主 務 省 令 定 興・共済組合の 事業団</p>	<p>厚生労働大臣 又は日本年金 者 支 援 給 付 金 関 係 情 報 又 は 年 金 生 活 機 構 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 地方税関係情報又は住民票関係情報で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>三十五 厚生年金保険法による年金である 厚 生 勞 働 保 險 給 付 又 は 一 時 金 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>三十七 特別支援学校への就学奨励に 文 部 科 学 省 関 連 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>都道府県知事 生活保護関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>三十八 学校保健安全法による医療に要す 都 道 府 県 知 事 関 連 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>都道府県知事 生活保護関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>三十九 国家公務員共済組合法による短期 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>四十 国家公務員共済組合法又は 家 公 務 員 共 済 組 合 法 の 長 期 給 付 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>四十一 国家公務員共済組合法による年金 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>四十二 国民健康保険法による保険給付の 支 給 又 は 保 険 料 の 徴 収 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>四十三 国民健康保険法による保険給付の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>四十四 国民健康保険法第五十六条第一項に 規 定 する 他 の 法 令 による 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>四十五 国民健康保険法第五十六条第一項に 規 定 する 他 の 法 令 による 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>四十六 国民健康保険法第五十六条第一項に 規 定 する 他 の 法 令 による 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>四十七 国民健康保険法第五十六条第一項に 規 定 する 他 の 法 令 による 給 付 の 支 給 に 関 連 する 事 務 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>	<p>市町村長 医療保険者又 は 後 期 高 齢 者 支 援 給 付 等 関 係 情 報 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 等 主 務 省 令 定 め る も の</p>
--	--	---	---	---	--	--	---	--	--	---	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--

四十四 市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十五 市町村長	国民健康保険法による特別徴収の厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は厚生労働省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 地方公務員災害補償基金 都道府県知事 児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金基金 国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又都道府県知事若しくは市町村長が定めるもの	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十一 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十四 住宅地区改良法	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五 市町村長	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神

<p>五十八 地方公務員等共済組合による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>五十七 都道府県当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事 又都道府県知事</p>	<p>市町村長 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事 又都道府県知事</p>	<p>市町村長 児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事 又都道府県知事</p>	<p>市町村長 児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事 又都道府県知事</p>	<p>市町村長 児童福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>六十三 都道府県 母子及び父子並びに寡婦福祉法に よる償還未済額の免除又は資金の 貸付けに関する事務であつて主務 省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報又は 介護保険給付等関係情報であつて主務 省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>	<p>六十四 都道府県 母子及び父子並びに寡婦福祉法に よる配偶者のない者で現に児童を 知事又は扶養しているもの又は寡婦につ いての便宜の供与に関する事務であ つて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 都道府県知事</p> <p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関 係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>	<p>六十五 都道府県 母子及び父子並びに寡婦福祉法に よる給付金の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 都道府県知事</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて主務省 令で定めるもの 雇用保険法による教育訓練給付金の支 給に関する情報又は職業訓練受講給付 金関係情報であつて主務省令で定める もの</p>	<p>六十六 厚生労働 大臣又は 都道府県 知事 特別児童扶養手当等の支給に關す る法律による特別児童扶養手当の 支給に關する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p> <p>労働者災害補償関係情報であつて主務 省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報で あつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>六十七 都道府県 知事等 特別児童扶養手当等の支給に關す る法律による障害児福祉手当若し くは特別障害者手当又は昭和六十 年法律第三十四号附則第九十七條 第一項の福祉手当の支給に關する 事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 地方公務員災 害補償基金</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であつて 主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六十八 都道府県 知事等 特別児童扶養手当等の支給に關す る法律による障害児福祉手当又は 特別障害者手当の支給に關する事 務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 厚生労働大臣 若しくは日本 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>
<p>六十九 都道府県 知事等 特別児童扶養手当等の支給に關す る法律による特別障害者手当の支 給に關する事務であつて主務省令 で定めるもの</p>	<p>市町 村長 都道府県知事 若しくは長崎 市長 厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等</p> <p>地方公務員災害補償関係情報であつて 主務省令で定めるもの 都道府県知事 原子爆弾被爆者に対する援護に關する 法律による介護手当の支給に關する情 報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十 市町 村長 母子保健法による費用の徴収に關 する事務であつて主務省令で定め るもの</p>	<p>市町 村長 都道府県知事 生活保護関係情報又は中国残留邦人等 支援給付等関係情報であつて主務省令 で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七十一 厚生労働 大臣又は 都道府県 知事 労働施策の総合的な推進並びに労 働者の雇用の安定及び職業生活の 向上に關する法律による職業転 換給付金の支給に關する事務であ つて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 地方税関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>	<p>七十二 地方公務 員災害補 償基金 地方公務員災害補償法による公務 上の災害又は通勤による災害に對 する補償に關する事務であつて主 務省令で定めるもの</p>	<p>市町 村長 国民年金法 その他の法令 による年金で あつて主務省令で定めるもの を 行 う こ と を 行 う こ と を 行 う こ と を 行 う こ と</p>	<p>七十三 石炭鉱業 年金基金 石炭鉱業年金基金法による年金で ある給付又は一時金の支給に關す る事務であつて主務省令で定める もの</p>	<p>市町 村長 厚生労働大臣 年金給付関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>	<p>七十四 市町 村長 児童手当法による児童手当又は特 別児童手当の支給に關する事務であ つて主務省令で定めるもの (児童手当 法第十七 条第一項 の表の下 欄に掲げ る者を含 む。)</p>	<p>市町 村長 地方税関係情報又は住民票関係情報で あつて主務省令で定めるもの</p>

七十五 市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十六 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支拂に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十七 厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十八 厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
七十九 厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十 後高齢者医療広域連合	後高齢者の医療の確保に関する法律又は後高齢者医療給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後高齢者令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十一 後高齢者医療広域連合	後高齢者の医療の確保に関する法律若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十二 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律若しくは日本年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七條第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に關する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四號附則第九十七條第二項の福祉手当の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	昭和六十年法律第三十四號附則第九十七條第二項の福祉手当の支給に關する法律第九十七條第一號の障害を支給事由とする特別児童扶養で定めるもの
八十五 都道府県	住宅の建設及び管理に關する法律第二十條第一項に規定する賃貸住宅の管理に關する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

知事又は市町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援機構	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十六	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十七	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに關する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に關する法律による特定医療費の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に關する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に關する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
社会福祉協議会	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
八十八	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	の実施に關する情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣年金給付関係情報、厚生年金保険制度若しくは日本及び農林漁業団体職員共済組合制度の年金機構、共済組合を因るための農林漁業団体職員共済組合等又は済組合法等を廃止する等の法律による農林漁業団体年金である給付の支給に關する情報、職員共済組合特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	文部科学大臣特別支援学校への就学奨励に關する法又は都道府県法律による特別支援学校への就学のため教育委員会必要な経費の支弁に關する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	都道府県教育学校保健安全法による医療に要する費委員会又は市用についての援助に關する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	厚生労働大臣特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に關する法律による職業転換給付金の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に關する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律又は広島市長法律による手当等の支給に關する情報若しくは長崎であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律による一般疾病医療費の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に關する給付の項ただし書に規定する情報であつて主務省令で定めるもの

八十九 都道府県 知事又は 広島市長 若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	ととされてい る者	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法律による給付であつて主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法律による給付の支給に関する情報	九十五 厚生労働大臣又は主務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収の方法	市町村長	介護保険法第三十六條第一項（同法第四十條第三項において準用する場合を含む）、第三十八條第一項又は第四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十條第三十條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十條第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金給付又は年金である長期給付又は年金である法律第八給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	九十六 都道府県知事	被災者生活再建支援法の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十二 平成八年法律第八十二号による年金給付又は年金である長期給付又は年金である法律第八給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	九十七 都道府県知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十三 市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法律による給付の支給に関する情報	介護保険法第二十条に規定する他の法律による給付の支給に関する情報	介護保険法第二十条に規定する他の法律による給付の支給に関する情報	九十八 確定給付企業年金法による年金給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	確定給付企業年金法による年金給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣年金給付関係情報又は日本年金定めるもの	主務省令で定めるもの

<p>企業年金連合会</p> <p>九十九 確定拠出年金法による企業型年金厚生労働大臣年金給付関係情報であつて主務省令で確定拠出の給付又は脱退一時金の支給に關又は日本年金定めるもの</p> <p>年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百 国民確定拠出年金法による個人型年金厚生労働大臣年金給付関係情報であつて主務省令で年金基金の給付又は脱退一時金の支給に關又は日本年金定めるもの</p> <p>連合会</p>	<p>百一 厚生年金保険制度及び農林漁業団生労働大体内職員の給付に關するもの</p> <p>百二 農厚生年金保険制度及び農林漁業団生労働大体内職員の給付に關するもの</p> <p>百三 農厚生年金事業の給付に關するもの</p>	<p>百四 独立行政法人日本スポーツ振興センターに關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百六 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百七 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百八 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百九 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百十 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十一 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十二 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百十三 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十四 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十五 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百十六 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十七 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>百十八 独立行政法人日本学生支援機構に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>都道府県知事生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p> <p>厚生労働大臣</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p>	<p>市町村長</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p> <p>農業者年金基金</p>	<p>市町村長</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p> <p>農業者年金基金</p>	<p>市町村長</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p> <p>農業者年金基金</p>	<p>市町村長</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p> <p>農業者年金基金</p>	<p>市町村長</p> <p>農林漁業団体の職員共済組合等</p> <p>農業者年金基金</p>

<p>百十六 市町村長</p>	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百十七 厚生労働大臣</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百十八 平成二十五年法律第六十三号附則</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成法律第六十三号法律第六十三号第一号附則の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時給付に規定する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百十九 平成二十五年法律第六十三号</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号による厚生労働大臣年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>会</p>	<p>年金連合</p>	<p>年金連合</p>	<p>年金連合</p>

<p>百二十 都道府県知事</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>医療保険者又医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療広域連合</p>
<p>市町村長</p>	<p>国民年金法その他の法令による給付の他の法令に支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>難病の患者に</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>